

日本NPO学会 会員の懲戒に関する細則 補足説明付

細則	前回理事会（2017. 1. 29.）で 参考資料として示した案	補足説明
<p>第1条（目的）</p> <p>この細則は、日本NPO学会（以下、「本会」という。）会則第9条第3項に基づき、会員の懲戒の種別並びに懲戒手続きに関し必要な事項を定める。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>この細則は、日本NPO学会（以下、「本会」という。）会則第9条第2項に基づき、会員の懲戒の種別並びに懲戒手続きに関し必要な事項を定める。</p>	<p>・会則本則の条項番号の変更。</p>
<p>第2条（懲戒の種類）</p> <p>本会が会員に科す懲戒処分は、以下の各号に掲げる通りとする。</p> <p>（1）厳重注意</p> <p>口頭にて注意し将来を戒める。</p> <p>（2）戒告</p> <p>文書にて注意し将来を戒める。</p> <p>（3）委員の解任</p> <p>本会の委員に就任している場合に当該委員を解任する。</p> <p>（4）会員資格の停止</p> <p>一定の期間を定めて会員の資格を停止</p>	<p>第2条（懲戒の種類）</p> <p>本会が会員に科す懲戒処分は、以下の各号に掲げる通りとする。</p> <p>（1）厳重注意</p> <p>口頭にて注意し将来を戒める。</p> <p>（2）戒告</p> <p>文書にて注意し将来を戒める。</p> <p>（3）委員の解任</p> <p>本会の委員に就任している場合に当該委員を解任する。</p> <p>（4）会員資格の停止</p> <p>一定の期間を定めて会員の資格を停止</p>	

<p>する。</p> <p>(5) 退会勧告 本会からの退会を勧告する。</p> <p>(6) 除名 会員としての資格を喪失させる。</p>	<p>する。</p> <p>(5) 退会勧告 本会からの退会を勧告する。</p> <p>(6) 除名 会員としての資格を喪失させる。</p>	
<p>第3条 (処分)</p> <p>理事会は、会則第9条第1項に定める事由に該当する行為をなした会員（以下「対象会員」という。）を、前条に定める懲戒の対象とすることができる、</p> <p>2 前条の処分は、除名する場合を除き、必要に応じて複数を同時に科することができる。</p> <p>3 前条4号で定める会員資格の停止期間は、3箇月以上1年以内の期間とする。</p> <p>4 前条5号で定める退会勧告においては、理事会が必要と判断した場合は、一定の期間を定めて対象会員が自ら退会をしない場合は除名とすることを合わせて決議することができる。この場合は、対象会員が当該期間を経過しても退会をしない場合は、当該理事会決議をもって除名決議と</p>	<p>第3条 (処分)</p> <p>理事会は、会則第9条第1項に定める事由に該当する行為をなした会員（以下「対象会員」という。）を、前条に定める懲戒の対象とすることができる、</p> <p>2 前条の処分は、除名する場合を除き、必要に応じて複数を同時に科することができる。</p> <p>3 前条4号で定める会員資格の停止期間は、3ヵ月以上1年以内の期間とする。</p> <p>4 前条5号で定める退会勧告においては、理事会が必要と判断した場合は、一定の期間を定めて対象会員が自ら退会をしない場合は除名とすることを合わせて決議することができる。この場合は、対象会員が当該期間を経過しても退会をしない場合は、当該理事会決議をもって除名決議と</p>	<p>・表記改め。</p>

<p>し、第5条第2項の総会決議にかけることができるものとする。</p>	<p>し、第5条第2項の総会決議にかけることができるものとする。</p>	
<p>第4条（調査の開始）</p> <p>会長は、会則第9条第1項に定める事由に該当する行為をした疑いのある会員（以下「被疑会員」という。）の存在が判明したときは、すみやかに当該行為についての調査委員会を設置し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。</p> <p>2 前項の調査委員会は<u>3名以上5名以下</u>をもって構成し、委員は<u>理事以外の者（本会会員でない者を含む）</u>から、理事会の承認を得て会長が指名する。</p>	<p>第4条（調査の開始）</p> <p>会長は、会則第9条第1項に定める事由に該当する行為をした疑いのある会員の存在が判明したときは、すみやかに当該行為についての調査委員会を設置し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。</p> <p>2 前項の調査委員会は<u>2名以上5名以下</u>をもって構成し、<u>委員長及び委員は理事の中から会長が指名する。ただし、会長が必要と判断した場合は、理事以外の者（本会会員でない者を含む）を調査委員会に加えることができる。</u></p>	<p>・「対象会員」と、「対象会員」と疑われる者の呼称を区別し、後者を「被疑会員」とする。</p> <p>・調査委員会の定員の下限を1名増員し、3名以上とする。</p> <p>・調査委員会は理事以外の者（本会会員でない者を含む）で構成し、<u>第三者委員会^(注)</u>として位置付けることを明確化する。</p> <p>・なお、調査委員会が設置された直近の先例では、3名の委員は、①理事（公認会計士）1名、②理事でない会員1名、③非会員1名（弁護士）で構成された。</p> <p><u>(注)第三者委員会の第三者性について</u></p> <p>・企業などでの不正調査の場合、第三者委員会は外</p>

		<p>部者のみで構成されることから、第三者性を持たせることを原則にする場合、学会と無関係な外部の非会員で占めるか、少なくともそうした外部者が過半数を占めることが第三者性の字義にはかなう。</p> <p>一方、第2条に掲げる「懲戒の種類」には、嚴重注意や戒告から、退会勧告や除名に至るまで、その処分の軽重に差異があり、重大な事案であれば、外部者のみで構成する第三者委員会が相応しいが、軽微な事案の場合にも、常に外部者のみで構成する第三者委員会を立ち上げる必要があるかという問題はあり得る。</p> <p>ただ、事案がはたして「軽微」な程度のものかどうかは、第4条第1項により調査委員会がその「程度」を調査し、その調査結果を受けて第4条第6項により会長が「事由の有無について判断し、その判断内容」（この内容には事由の有無とともに「程度」も含む）を理事会に報告する時点で明確になり、かつ、第5条で理事会が対象会員に対する「懲戒の要否」（懲戒の種類を含む）を審議し、決議することにより確定する。よって、調査委員会の設置当初には、はたして「軽微」かどうか分からない（調査してみないと分からない）ことを前提としている。</p> <p>実際の運用においては、調査委員会の設置当初か</p>
--	--	---

<p>3 調査委員会には、委員の互選により委員長を置く。</p> <p>4 調査委員会は委員長が招集し、議長は委員長とする。</p>	<p>3 調査委員会は委員長が招集し、議長は委</p>	<p>ら、誰が調査をしても「軽微」である見込みが大きいような場合は、調査委員選任時点で、委嘱にコストのかかる非会員の外部委員ではなく、非理事の会員の中から指名すれば足りるような場合も想定される。</p> <p>従って、ここでいう調査委員（会）の第三者性は、「すべて外部者で構成する」という厳密な意味での第三者性から、「理事以外の会員を含む」レベルまでを包含するが、いずれの場合であっても、今回の細則制定の経緯を踏まえるならば、調査委員（会）には、客観的な調査や公正な判断が強く期待されていることはいうまでもない。</p> <p>・会長による調査委員の指名は理事会の承認を要するものとした。</p> <p>なお、懲戒事案には様々な事例が想定され、プライバシー性の高いものも含まれ得る。事案によっては、その概略説明を行うにしても、対面の理事会に限定し、秘匿性の薄まる電子メールによる決議の利用は避けるなど、十分留意して行う必要がある。</p>
--	-----------------------------	---

<p>5 <u>調査委員会から調査への協力を求められた、被疑会員及びその他の会員は、調査に協力しなければならない。</u></p> <p>6 調査委員会の議事及び審査は公開しない。ただし、調査委員会の承認を得た者は、審査を傍聴することができる。</p> <p>7 調査委員会はすみやかに調査を実施し、調査報告書を会長に提出する。</p> <p>8 会長は、前項の調査報告書を受けて、会則第9条第1項に定める<u>事由の有無について判断し、その判断内容を調査報告書とともに理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>9 前項において、調査報告書に記載された被疑会員以外の氏名等の個人情報については、理事会の審議に支障がない限り、会長の判断で匿名化することができる。</p>	<p>員長とする。</p> <p>4 調査委員会の議事及び審査は公開しない。ただし、調査委員会の承認を得た者は、審査を傍聴することができる。</p> <p>5 調査委員会はすみやかに調査を実施し、調査報告書を会長に提出する。</p> <p>6 会長は、前項の調査報告書を受けて、会則第9条第1項に定める<u>事由があると判断した場合は、調査報告書を理事会に報告し、対象会員を懲戒手続きに付すものとする。</u></p> <p>7 前項において、調査報告書に記載された対象会員以外の氏名等の個人情報については、理事会の審議に支障がない限り、会長の判断で匿名化することができる。</p> <p>8 <u>会長は、調査委員会を設置したが懲戒手続きに付さなかった事案については、その後開催された理事会で報告をしなければならない。</u></p>	<p>・会長は、事由があると判断した場合だけでなく、事由がないと判断した場合であっても、その判断内容を必ず調査報告書とともに理事会に報告すべきことを明記する。</p> <p>調査委員会が理事会の承認を得て設置されるものであることから、調査報告書は必ず理事会に報告するものとした。</p> <p>・これに伴い第8項は削除する。</p>
---	--	--

<p>第5条（処分の審議及び決議）</p> <p>理事会は、懲戒手続きに付された事案について、調査報告書に基づき、被疑会員に対する懲戒の要否について審議を行う。</p> <p>2 理事会は、被疑会員が除名に相当すると判断した場合は、会則第9条第1項に基づき、理事会の決議に加え、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経て除名を決定する。</p> <p>3 理事会は、被疑会員が除名以外の懲戒に相当すると判断した場合は、理事会で処分の種別を決定した上で決議する。</p> <p>4 理事会は、第2条4号の会員資格の停止を決議する場合は、その停止期間を決定しなければならない。</p> <p>5 第2項及び第3項において、理事会で決議する前に、被疑会員に対し、事前に相当の期限を定めて理事会宛の弁明書提出の機会を与えなければならない。</p> <p>6 本条における理事会の決議は、出席理事の過半数の賛成をもって行う。</p> <p>7 除名を総会で決議する場合は、会則第9</p>	<p>第5条（処分の審議及び決議）</p> <p>理事会は、懲戒手続きに付された事案について、調査報告書に基づき、対象会員に対する懲戒の要否について審議を行う。</p> <p>2 理事会は、対象会員が除名に相当すると判断した場合は、会則第9条第1項にもとづき、理事会の決議に加え、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経て除名を決定する。</p> <p>3 理事会は、対象会員が除名以外の懲戒に相当すると判断した場合は、理事会で処分の種別を決定した上で決議する。</p> <p>4 理事会は、第2条4号の会員資格の停止を決議する場合は、その停止期間を決定しなければならない。</p> <p>5 第2項及び第3項において、理事会で決議する前に、対象会員に対し、事前に相当の期限を定めて理事会宛の弁明書提出の機会を与えなければならない。</p> <p>6 除名を総会で決議する場合は、会則第9</p>	<p>・表記改め。</p> <p>・第7項を第6項に移動。</p>
--	---	-----------------------------------

<p>条第2項にもとづき、被疑会員に対し、事前に相当の期限を定めて総会宛の弁明書提出の機会を与えなければならない。</p> <p><u>8 総会における除名の決議において、会則第14条第2項に定めるところにより、正会員は、正会員を代理人とする議決権の行使、書面による議決権の行使または電磁的方法による議決権の行使を行うことができる。</u></p>	<p>条第1項にもとづき、対象会員に対し、事前に相当の期限を定めて総会宛の弁明書提出の機会を与えなければならない。</p> <p><u>7 本条における理事会の決議は、出席理事の過半数の賛成をもって行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会則本則に基づく押念規定。 <p>なお、総会における除名の決議に際し、正会員が、正会員を代理人とする議決権の行使、書面による議決権の行使または電磁的方法による議決権の行使の方法のうち一つ以上の方法のいずれを決議方法とすることができるものとするかは、事前に、理事会の議を経てそのつど定め、会員に周知することを想定している。</p>
<p>第6条（処分の執行）</p> <p>懲戒処分の決議がなされた場合は、会長はすみやかに対象会員に対してその旨を書面で告知して執行する。ただし、嚴重注意の場合は会長が対象会員に対して、適宜の方法により口頭もしくは電話にて執行する。</p> <p>2 前項の告知を郵便によって送付すると</p>	<p>第6条（処分の執行）</p> <p>懲戒処分の決議がなされた場合は、会長はすみやかに対象会員に対してその旨を書面で告知して執行する。ただし、嚴重注意の場合は会長が対象会員に対して、適宜の方法により口頭もしくは電話にて執行する。</p> <p>2 前項の告知を郵便によって送付すると</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会長が、懲戒処分を口頭もしくは電話にて執行した場合も、直後の理事会においてその旨を報告することにより理事会議事録に記録が留められる。

<p>きは、配達証明取扱の書留郵便により行う。</p> <p>3 除名の場合において、対象会員の所在が知れないときは、対象会員が本会に連絡先として届けている住所地に普通郵便にて告知書を送付するとともに、民法第98条に定める公示送達の方法で行う。</p> <p>4 除名以外の処分において、対象会員の所在が知れないとき、もしくは対象会員が告知書の受取りを拒絶したときは、対象会員が本会に連絡先として届けている住所地に普通郵便にて告知書を送付することで足り、その場合は発信した翌日をもって告知したものとみなす。</p>	<p>きは、配達証明取扱の書留郵便により行う。</p> <p>3 除名の場合において、対象会員の所在が知れないときは、対象会員が本会に連絡先として届けている住所地に普通郵便にて告知書を送付するとともに、民法第98条に定める公示送達の方法で行う。</p> <p>4 除名以外の処分において、対象会員の所在が知れないとき、もしくは対象会員が告知書の受取りを拒絶したときは、対象会員が本会に連絡先として届けている住所地に普通郵便にて告知書を送付することで足り、その場合は発信した翌日をもって告知したものとみなす。</p>	<p>(参考) 民法第98条 (公示による意思表示)</p> <p>第98条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。</p> <p>2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。</p>
---	---	--

		<p>4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。</p> <p>5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。</p>
<p>第7条（会員資格停止中の扱い）</p> <p>第2条4号の会員資格停止処分は、対象会員に対する告知が到達した日をもって資格停止期限の始期とする。ただし、その始期について、処分を決議した理事会で別の定めをした場合はそれによる。</p> <p>2 会員資格停止処分を受けた者は、その期間中、会則その他の規定で定められた会員としての資格にもとづく全ての権利を行使できないものとする。</p> <p>3 会員資格停止の期間中についても、本会の会費を納入しなければならない。</p>	<p>第7条（会員資格停止中の扱い）</p> <p>第2条4号の会員資格停止処分は、対象会員に対する告知が到達した日をもって資格停止期限の始期とする。ただし、その始期について、処分を決議した理事会で別の定めをした場合はそれによる。</p> <p>2 会員資格停止処分を受けた者は、その期間中、会則その他の規定で定められた会員としての資格にもとづく全ての権利を行使できないものとする。</p> <p>3 会員資格停止の期間中についても、本会の会費を納入しなければならない。</p>	<p>・到達主義に基づく。</p>
<p>第8条（勧告）</p> <p>会長は、第2条4号から6号に定める懲戒処分に該当する可能性があるとして判断し</p>	<p>第8条（勧告）</p> <p>会長は、第2条4号から6号に定める懲戒処分に該当する可能性があるとして判断し</p>	<p>・会長による第2条4号から6号への該当可能性の判断は、必ずしも第4条に定める調査</p>

<p>た場合は、懲戒処分が決定するまでの間、被疑会員に対し、本会における会員としての活動の自粛を勧告することができる。</p>	<p>た場合は、懲戒処分が決定するまでの間、対象会員に対し、本会における会員としての活動の自粛を勧告することができる。</p>	<p>委員会の設置を待たずに行うことができるが、会員に対する活動の自粛の勧告が、徒に会員の学会活動を制約するものとならないよう、勧告の時期については適切に学会と会員の利益衡量の上行われることを期待する。</p> <p>(注)</p> <p>・本条に関連して、被疑会員が退会届により任意退会をした場合、懲戒処分の調査や審議に支障をきたすことから、調査開始後、処分が決するまでの間、被疑会員の退会を規制する必要性や、任意退会の場合に懲戒相当の理事会決議を経て懲戒の程度による再入会規制を設ける必要性などについても、会則及び細則での規定のあり方が検討されたことを付言する。</p>
<p>第9条（細則の変更） この細則の変更は、理事会決議により行う。</p>	<p>第9条（細則の変更） この細則の変更は、理事会決議により行う。</p>	
<p>附 則 1 この細則は、平成29年5月14日から施</p>	<p>附 則 1 この細則は、平成29年5月〇日から施</p>	

<p>行する。 2 この細則は、施行日以降に本会に判明した事由に対して適用する。</p>	<p>行する。 2 この細則は、施行日以降に本会に判明した事由に対して適用する。</p>	
--	--	--